

第 73 号

関西広域連合規約の一部変更に関する協議について

関西広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議する。

平成 26 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号に次のように加える。

キ 文化の魅力発信及び継承に関する事務で広域にわたるもの

第4条第1項第4号に次のように加える。

オ 農林水産物の区域内消費の拡大に関する事務

カ 農林水産物の競争力強化及び国内外における需要拡大に関する事務

第4条第1項第6号イ中「管理」の右に「その他の生物多様性の保全」を加え、同号に次のように加える。

ウ 廃棄物の発生抑制及び再使用並びに資源の有効利用の促進に関する事務

エ 環境学習の推進に関する事務

別表事業費の部第4条第1項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費の項中「カまで」を「キまで」に改める。

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

提案理由

地方自治法第291条の3第1項の規定により、関西広域連合の規約の一部を変更するに当たり、同法第291条の11の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。